

三原市立小中学校及び幼稚園空調設備整備 P F I 導入可能性調査業務仕様書

1 業務の概要

小中学校及び幼稚園における学校教育環境向上の一環として、学校施設の普通教室等への空調設備整備事業を実施するにあたり、整備期間の短縮や財政負担の軽減を図るため、民間活力手法である P F I 手法を導入した場合の可能性を含めた整備手法について、検討を行う。なお、既に空調設備が設置されている学校については、その更新の可否について、検討する。

2 事業手法の検討対象

小中学校等への空調設備整備を平成 32 年度夏休み期間中に完了し、9 月から供用開始するため、小中学校等 40 校（園）、318 室（普通教室等）を対象として、空調方式を含め調査検討を実施する。

また、同時に空調設置後相当期間が経過している 40 校（園）、200 室の空調設備の更新も事業の対象とする。

なお、対象となる学校及び教室数は本業務期間内において変更することもある。

3 業務の内容

上記 2 の検討対象について、以下のとおり調査、検討等を行うこと。

(1) 現状の把握、前提条件等の整理

- ア 空調設備整備に関する現状把握
- イ 事業対象校（園）及び教室数等の概要把握
- ウ 関係法制度等の整理

(2) P F I 事業による先行事例の調査・研究・分析

(3) 事業スキームの検討

- ア P F I 手法による事業方式、事業期間等の検討
- イ 想定される事業スキームのメリット・デメリットの整理

(4) 民間事業者の参画可能性の検討

- ア 参画意向等の把握、整理等
- イ 実施に向けた条件、要望等の把握、整理

(5) P F I 手法導入可能性の検討

- ア 従来手法と P F I 手法との比較検討による最適方法の選定
- イ V F M の検証
- ウ リスク分担の検討

(6) 総合評価及び課題の整理

- ア P F I 導入可否について定量的、定性的な総合評価
- イ 事業実施スケジュールの検討
- ウ P F I 事業実施に向けた検討課題の整理

(7) 要求水準書（案）、実施方針（案）の検討・整理・作成

(8) 中間報告書の提出

平成 30 年 12 月 20 日（木）までに、業務の内容(1)～(6)の調査内容を踏まえて、事業の方向性等についてまとめた中間報告書を提出するものとする。

4 業務委託期間

契約締結日（平成 30 年 11 月上旬を予定）から平成 31 年 2 月 28 日まで

5 成果品

(1) 業務の成果品は次のとおりとする。

- ア 報告書 8 部
- イ 電子データ 2 枚（CD-R）

(2) 成果品の審査

- ア 業務完了後速やかに、所定の業務完了届及び納品書とともに成果品を提出し、本市監督職員の検査を受けなければならない。
- イ 成果品の検査において、受託者の責において、本市監督職員から訂正等を指示された場合には、直ちにこれを是正しなければならない。
- ウ 業務の完了後において、受託者の責に帰す業務の瑕疵が発見された場合には、本市監督職員の指示に従いこれを是正しなければならない。

(3) 成果品の帰属

本業務契約に基づいて作成された成果品は、すべて本市に帰属する。本市の許可なく他に公表、貸与または使用等をしてはならない。

6 留意事項

(1) 法令等の遵守

業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 秘密の保持

本業務で知り得た一切の情報を、承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。

(3) 費用の負担

本業務に関する費用は受託者の負担とする。

(4) 貸与資料

業務に必要な資料及びデータを貸与する場合、受託者は破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理するものとし、業務完了後速やかに本市に返却するものとする。

(5) 疑義等

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書について定めのない事項については、協議のうえ定め、本市監督職員の指示に基づいて業務を遂行すること。

(6) その他

本業務の受託者及び協力会社は、平成 31 年度以降に入札公告を予定している特定事業者選定の事業参加はできないものとする。